

三田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 31 条の 3 省略                      (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第 31 条の 4 省略                      2～3 省略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報機器等規格省令定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第 1 条～第 31 条の 3 省略                      (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第 31 条の 4 省略                      2～3 省略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報機器等規格省令定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>